

業務委託設計書に添付する特記事項

1 業務箇所

路 河 川 名	市 町 村 名	箇 所 名
穂高第一幹線	安曇野市	穂高他管内一円

2 業務内容

	延 長 等 業 務 内 容	
調 査 業 務	管路施設清掃工 マンホールポンプ場 n=9箇所 伏越し管 (φ250mm L=43.9m*2条) n=1箇所 (R7、R8についても同様です。)	別添図の ④・無

3 業務期間

日数 日間 完了期限
 実施期間：各年度 4月中旬～3月上旬

4 成果品

調 査 業 務	○図面を含む報告書 ・電子データ2部 ○その他詳細は監督員と協議のこと
---------	--

紙成果物が必要な場合は、協議により必要経費を計上するものとする。

5 業務委託をするに当たっての条件等

項 目	内 容 (別添とする場合はその旨記載)
電子納品	本業務は電子納品対象業務である。

令和6年度 管路施設清掃業務仕様書

犀川安曇野流域下水道
穂高第1幹線 安曇野市穂高 他管内一円

犀川安曇野流域下水道事務所

第1章 総 則

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、長野県犀川安曇野流域下水道事務所(以下「流域下水道事務所」という。)が委託する令和6年度管路施設清掃業務(以下「業務」という。)に適用する。
- (2) 仕様書及び設計図書等に疑義が生じたときは、監督員の指示又は協議によるものとする。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示…監督員が受託者に対して、「業務」上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾…契約書、仕様書及び設計図書等で示した事項で受託者が監督員に対して、書面で申し出た「業務」上必要な事項について、監督員が書面により同意すること。
- (3) 協議…書面による協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。なお、相互から発議できるものである。
- (4) 打合せ…「業務」を適切に円滑に実施するために、監督員等と受託者が面談により、前もって確認、相談すること。

3 法令の遵守

- (1) 受託者は、業務を実施するにあたり、次に掲げる法律及びその他の関係法令等を遵守すること。
 - 1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - 2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
 - 3) 消防法（昭和23年法律第186号）
 - 4) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）
 - 5) 建設業法（昭和24年法律第100号）
 - 6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
 - 7) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
 - 8) 道路法（昭和27年法律第180号）
 - 9) 下水道法（昭和33年法律第79号）
 - 10) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
 - 11) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
 - 12) 河川法（昭和39年法律第167号）
 - 13) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
 - 14) 環境基本法（平成5年法律第91号）
 - 15) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
 - 16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - 17) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - 18) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47労働省令第42号）
 - 19) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - 20) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
 - 21) 警備業法（昭和47年法律第117号）
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と責任のもとで行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令は、改定があった場合は最新のものを使用すること。

4 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、「業務」を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

5 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出し、承諾を受けるものとする。
 - 1) 業務実施代理人届及び経歴書 各1部
 - 2) 業務工程表 1部
 - 3) 業務実施計画書（下記事項を記載したもの） 1部
 - ① 業務概要（業務内容、業務箇所図等）
 - ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
 - ③ 業務計画（使用機器、業務方法、実施工程表等）
 - ④ 安全計画（公衆災害・労働災害の防止計画、道路交通の処理方法、関係機関との協議等）
 - ⑤ その他（監督員の指示する事項）
 - 4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写し
 - 5) 業務計画表 様式-1 1部
作業実施月の前月末までとする。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 完了報告は5、8、11、2月の作業完了月毎に行うものとし、次の書類をとりまとめて速やかに報告すること。
 - 1) 完了届
 - 2) 報告書
 - 3) その他監督員が指示するもの。

6 有資格者の配置

- (1) 受託者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置するものとする。
- (2) その他関係法令に従い必要な資格者を配置のこと。

7 関係官公署への手続き等

- (1) 受託者は、業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うこと。
- (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

8 地先住民との協調

- (1) 受託者は、業務を実施するにあたり、地先住民に業務内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受託者は、地先住民からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出てその指示を受け、誠意を持って対応しその結果を速やかに報告すること。

9 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時はただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原型復旧すること。
- (2) 受託者は、業務にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

10 工程管理

- (1) 受託者は、業務実施計画書の工程表にしたがい、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と実績とに差が生じた場合は、必要な措置を講じて業務の円滑な進行を図ること。
- (3) 業務実施の都合上、祝日又は休日等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ作業内容、作業

時間等について監督員の承諾を得ること。

11 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務実施代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方法等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務実施代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

12 その他

- (1) 交通誘導警備員の取り扱いは以下のとおりとする。
 - 1) 受注者が交通誘導警備業務を他人に委託する場合は、下請負人等一覧表及び契約書写しを提出するものとする。
 - 2) 受注者が交通誘導警備業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
 - 3) 近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に変更が生じた場合や当初設計で予定している施工方法に対して違う施行方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
 - 4) (国)147号においては、長野県公安委員会告示第19号(平成27年7月2日)により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置して実施すること。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受託者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 業務中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨・出水・地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については業務実施計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

2 安全教育

- (1) 受託者は、業務に従事する者に対して定期的に当該業務に関係する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行う事。

3 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して業務に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール・管渠等に入入りし、またこれらの内部で点検を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気・有毒ガス等の有無を、業務開始前と業務中は常時調査し、換気等事故防止に必要な処置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録保存し監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 業務中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする緒機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ誘導員を配置すること。

4 公衆災害防止

- (1) 業務中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通・流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 業務現場には、下水道管路内点検等と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人・車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 業務区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 業務に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的な事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5 集中豪雨等に対する安全対策

- (1) 大雨等に関する気象情報により、相当の降雨が事前に予想される場合及び大雨等により下水道管内等の水位が急激に上昇する恐れのある時は、原則として当日の業務は中止すること。
- (2) 気象情報・注意報や雨量データ等のリアルタイムな情報について、点検前に携帯端末等を活用して取得し、当該情報を業務中止の判断に活用すること。
- (3) 集中豪雨が発生した際の下水道管渠内作業員の退避行動について、事前に十分確認を行なうこととする。
また、管渠内に作業員がいる場合は、必ずマンホール上部に監視員を配置し、退避の勧告、不測の事態に備えた命綱の投入等に備えること。

6 その他

- (1) 受注者は、業務にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公庁に報告するとともに、すみやかに必要な措置をとること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに委託者に届け出ること。

第3章 清 掃 工

1 一般事項

- (1) 受託者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用する等必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起らない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受託者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受託者が監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2 清掃工

(1) 作業時間、作業範囲等

作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。

(2) 土砂等の流下防止

作業にあたっては、下流側に土砂等を流出させないよう、止水プラグを施工しなければならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を請負者の責任で取り除くこと。

(3) 機械による清掃作業

1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管渠等を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

2) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、受託者で用意すること。

3) 管渠内に土砂等の堆積物があり清掃及び土砂処分の必要がある場合は、監督員と協議をすること。なお、堆積物は下流へ流出させてはならない。万一、下流に流出させた場合は、影響区間の清掃を行うこととし、発生状況について記録のうえ報告書に記載すること。

(4) 伏越管清掃工

業務箇所は、穂 1-1-2-7 から穂 1-1-2-6 の伏越管(2条管)で、1条ずつ清掃する。通常は角落しにより1条のみ使用しているため、清掃に合わせて使用管路の切り替えを行う。清掃時期は当該年度の8月に東側の1条を、2月に西側の1条を実施するものとし、実施にあたっては業務計画表に記載のうえ監督員と協議のこと。

なお、別途発注の当該年度管路施設巡視点検業務(以下「巡視点検業務」という。)の点検日より前に清掃を行うこととし、作業開始前に「巡視点検業務」の受託者と日程等の調整を行うこと。

(5) マンホールポンプ場洗浄工

作業箇所は別添の図面及び数量計算書に示すマンホールポンプ場9箇所、マンホール内洗浄は、当該年度の5月、8月、11月、2月に実施するものとする。実施にあたっては、業務計画表に記載のうえ監督員に協議すること。

なお、「巡視点検業務」の点検日より前に清掃を行うこととし、作業開始前に「巡視点検業務」の受託者と日程等の調整を行うこと。

(6) 汚泥の運搬について

本業務において汚泥の搬入は対象外であるが、上記2(3)3)による協議があり汚泥運搬の必要が生じた場合は、協議のうえ別途契約を行うこととする。

第4章 報告書

1 報告書

(1) 報告書は、以下の書類により構成するものとする。

1) 業務記録表 (様式-2)

2) 業務日誌 (様式-3)

3) 環境測定記録表 (様式-4)

4) マンホール清掃入力シート(下水道管理システム入力用電子ファイル)(様式-5)

5) 管渠清掃入力シート(下水道管理システム入力用電子ファイル)(様式-6)

5) 業務状況写真

6) 道路使用許可書、通行制限願いの写し

7) 協議書

8) その他監督員の指示するもの

(2) 報告書として提出する写真には、番号、名称等を表示し、これらの位置を図面に示すこと。

第5章 その他

1 特に定めのない事項

(1) 契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示してない事項で、点検作業の実施上当然必要な事

項については、受託者の負担において処理すること。

- (2) その他特に定めのない事項については速やかに監督員に報告し指示を受けて処理すること。
- (3) 本委託業務の積算にあたっては、長野県建設部「令和5年度実施設計単価表」、長野県環境部生活排水課「令和5年度長野県下水道事業関係資材参考単価表」、社団法人 日本下水道協会「下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－2020年版」、公益社団法人 日本下水道管路管理業協会「下水道管路管理積算資料－2023－」により予定価格を算出しています。なお、「令和5年度実施設計単価表」及び「令和5年度野県下水道事業関係資材参考単価表」は合同庁舎行政情報コーナー（県庁行政情報センター）や県立図書館において閲覧出来ます。
- (4) 令和7年度、令和8年度業務内容は令和6年度と同様です。各年度における数量、規格、歩掛及び単価については必要に応じ変更対象とします。

様式-1

業務計画表(月分)

作業年月日	作業幹線名	マンホールポンプ場等	計
月 日		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔
月 日		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔
月 日		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔

上記のとおり計画書を提出します。

令和 年 月 日

受託者

印

様式-2

業務記録表(月分)

作業年月日	作業幹線名	マンホールポンプ場等	計
月 日		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔
月 日		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔
月 日		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔
		～	人孔

上記のとおり業務記録表を提出します。

令和 年 月 日

受託者

印

業務日誌

監督員検印	
-------	--

業務実施日	令和 年 月 日 ()			月 第 回 分	
現場代理人 主任技術者	作業 者				
洗 浄 実 施 状 況					
点検箇所 作業項目	幹線	幹線	幹線	幹線	計
マンホールポンプ場等 洗浄					人孔
作業環境測定記録 (人孔内作業実施の場合のみ)			作 業 用 具 等		
測定 方法	酸素濃度	%	マンホール開閉器		
測定 個所	硫化水素濃度	PPM	ガス検知器		
測定 条件	測定実施者	換気用器具			
測定結果に基づいて防止措置を講じたときの概要			空気呼吸器		
			安全帯、ロープ、 避難用具		
			セイフティコーン		
			ライト		
			手旗(赤白)		
記 事			処置概要・処置意見		

委託情報入力シート

委託年度	委託名称	業者名	担当者名	実施区分	作業区分	事業費区分	工事番号	費用	備考
数値 (1900～9999)	100文字以内	コンボ選択	50文字以内	コンボ選択	コンボ選択	コンボ選択	20文字以内	数値 (0～99,999,999,999)	255文字以内
必須	必須	必須		必須	必須	必須			

※1ファイルにつき、1件の委託情報とする

※委託年度+委託名称+業者名で「委託情報」のキーとする

委託情報入力シート

委託年度	委託名称	業者名	担当者名	実施区分	作業区分	事業費区分	工事番号	費用	備考
数値 (1900～9999)	100文字以内	コンボ選択	50文字以内	コンボ選択	コンボ選択	コンボ選択	20文字以内	数値 (0～99,999,999,999)	255文字以内
必須	必須	必須		必須	必須	必須			

※1ファイルにつき、1件の委託情報とする

※委託年度+委託名称+業者名で「委託情報」のキーとする

数量総括表

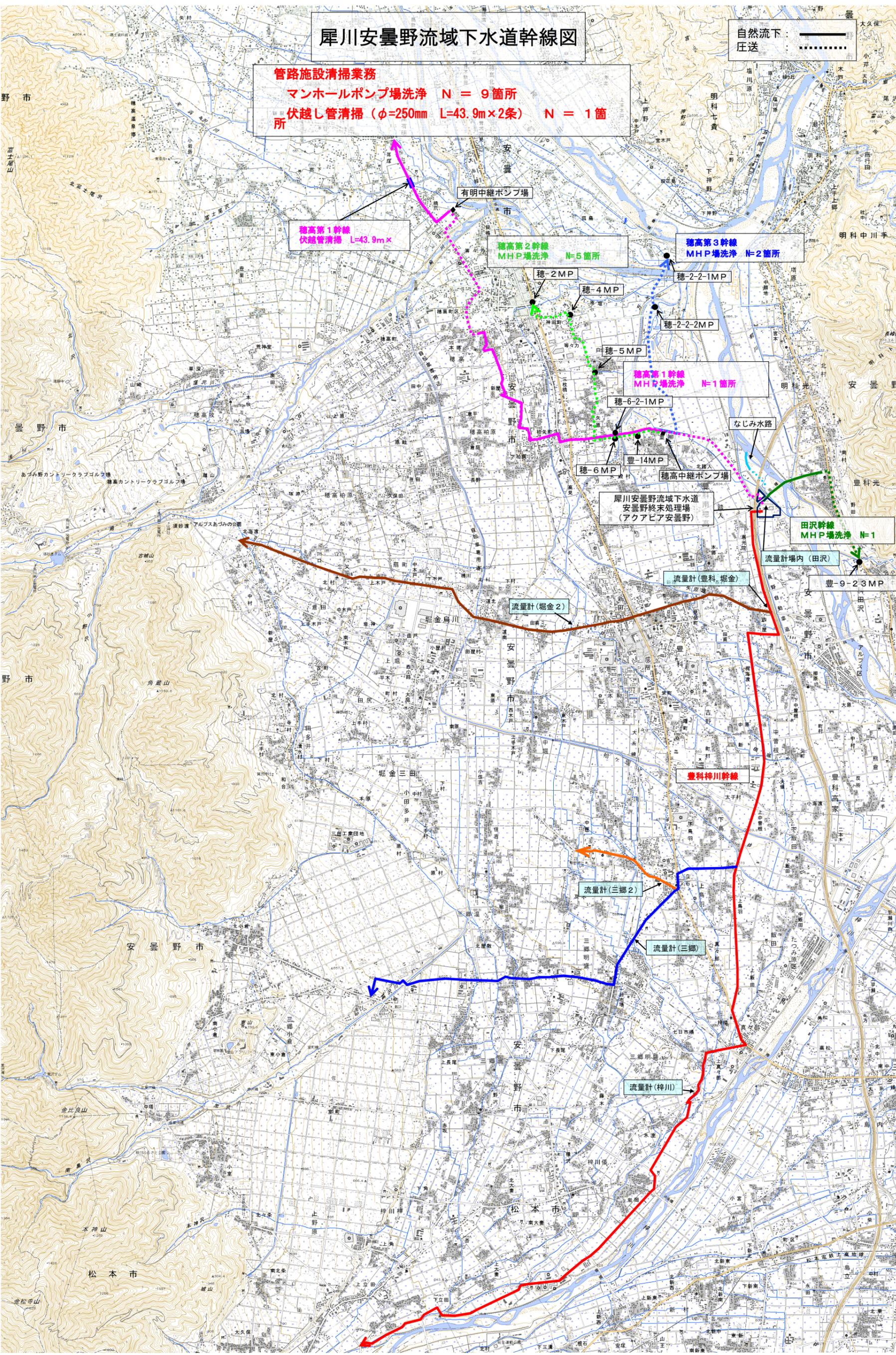
R6 管路施設清掃工

工種・種別・細別	規 格	計 算 式	単 位	計 算 数 量	設 計 数 量
管路施設清掃工					
管路施設清掃工					
マンホールポンプ洗浄工					
マンホールポンプ洗浄工		9箇所*4回(年)	回	36	36
伏越し管路内清掃工					
伏越し管路内清掃工		43.9m*2条	m	87.8	87.8
仮設工					
交通管理工					
交通誘導員B			人・日		14
換気工					
マンホール換気工			日		7

犀川安曇野流域下水道幹線図

自然流下
圧送

管路施設清掃業務
マンホールポンプ場洗浄 N = 9箇所
伏越し管清掃 (φ=250mm L=43.9m×2条) N = 1箇所



種高第1幹線
伏越し管清掃 L=43.9m×

種高第2幹線
MHP場洗浄 N=5箇所

種高第3幹線
MHP場洗浄 N=2箇所

種高第1幹線
MHP場洗浄 N=1箇所

田沢幹線
MHP場洗浄 N=1

犀川安曇野流域下水道
安曇野終末処理場
(アクアピア安曇野)

流量計(豊科, 堀金)

流量計場内(田沢)

流量計(堀金2)

豊-9-2-3MP

豊科梓川幹線

流量計(三郷2)

流量計(三郷)

流量計(梓川)

安曇野市

安曇野市

松本市

松本市